

総務委員会資料

所管理事者の紹介及び事業概要の説明

資 料 経済労働局の事業概要

参考資料 経済労働局の概要

経済労働局

令和元年 5 月 30 日

経済労働局の事業概要

総務委員会
令和元年 5月30日

産業政策部企画課

中小企業活性化条例及びかわさき産業振興プラン第2期実行プログラム（平成30年3月策定）に基づき施策を展開

- ・ 施策の着実な実施のため、条例に基づくPDCAでの進捗管理を実施
- ・ 毎年度、施策の実施状況、検証結果を報告書として公表（毎年8月下旬頃）
- ・ 検証結果を施策に反映するなど、実効性のある中小企業活性化施策を実施



専門部会での
新川崎・創造のモりの視察
（かわさき新産業創造センター・
AIRBIC等見学）



条例に基づく施策検証を専門に行う
「中小企業活性化専門部会」を設置



市を挙げて
中小企業を応援します！

産業政策部企画課

市内企業の働き方改革・生産性向上の推進を支援

- ・ 「生産性向上特別措置法」の成立に合わせ、中小企業の一定の設備投資に対する固定資産税の特例措置を活用し、**固定資産税特例割合をゼロ**とし、**市内企業の設備投資と国の補助メニューの活用を促進**
- ・ 庁内外の連携した推進体制により、幅広い業種を対象として、**「意識醸成・掘り起こし」、「実践・導入促進」、「広報・普及促進」**の3つの視点での支援を実施

幅広い業種を対象とした支援体制

外部の関係機関との連携体制

川崎市働き方改革・生産性革命推進プラットフォームを設置
（平成30年4月設置）
（構成メンバー）川崎商工会議所、川崎市産業振興財団
神奈川県中小企業家同友会
神奈川県情報サービス産業協会
神奈川県社会保険労務士会、川崎市 ほか



庁内の推進体制

市長を本部長とする「川崎市働き方改革・生産性革命推進本部」を設置



取組内容（昨年度実績等）

- ・ 市内企業の働き方改革・生産性向上に向けた意識醸成
- ・ 働き方改革・生産性向上の実現に資する支援メニュー等の活用促進等を推進

- ◆ 専門家による伴走型支援（延べ237件支援）
- ◆ 生産性向上促進支援（簡易的なITツールや設備の導入への補助）
- ◆ モデル創出事業の実施（モデル性の高い事業を4件採択し、支援）
- ◆ 本市における先端設備等導入計画認定件数（87件）
- ◆ 人材育成・確保支援（研修費用やパソナ製作用等への補助）
- ◆ 資金調達支援（信用保証料補助の増額）

消費者自立支援推進事業



「川崎市消費者行政推進計画
(2017~2019年度)」に
基づき事業を実施



消費者リーダーの養成を図るための意見交換会

消費生活相談情報提供事業

消費者被害の未然防止・拡大防止
消費生活に係る相談への対応
消費者事故等の市民への情報提供
(相談年報)(相談月報)等の発行

平成30年度 相談件数 【速報値】
10,489件 (前年度比17.5%増加)
(うち、電話相談は9,694件<92.4%>)



消費者啓発育成事業

○消費者団体等との展示会等の実施による
消費生活に関する知識の普及



○イベント等での冊子・
啓発物による情報提供



○各種講座等の実施による消費者教育の推進

海外販路開拓事業

①川崎市海外ビジネス支援センター (KOB S)

・海外支援コーディネーターが、市内中小企業の海外展開に関する相談に対応。各企業の海外ビジネスの段階に合わせた支援を実施



海外支援コーディネーター

【相談支援実績】 (単位:件)

| H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|-------|-------|-------|
| 361 | 421 | 380 |

②川崎市中小企業海外展開支援事業補助金【令和元年度新規事業】

- ・市内中小企業の海外展開に係る取組に要する経費の一部を助成し、市内中小企業の海外展開を促進する。
- ・対象事業
 - ①事前調査 ②海外展示会出展 ③国際認証等の取得
- ・海外ビジネス経験のない申請者を最優先する。
- ・本市の認証・認定(ものづくりブランド、かわさき名産品等)を取得している企業を優先する。

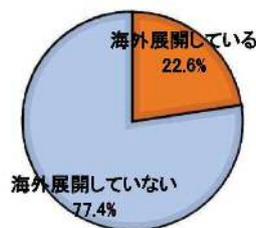
③海外商談会の実施

- 台湾 ビジネス商談・視察会 (7月24日～26日)
- ベトナム商談会 (7月29日～8月2日)
- 海外商談会 (東南アジアで1月に開催予定)

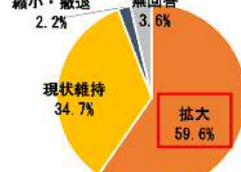


【市内中小企業の海外展開の現状等】

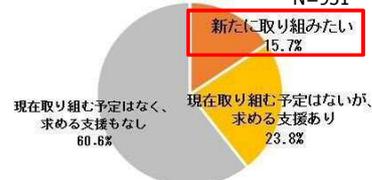
①現在の海外展開の有無 N=1,228



②海外展開している企業の方針 N=277



③海外展開していない企業の方針 N=951



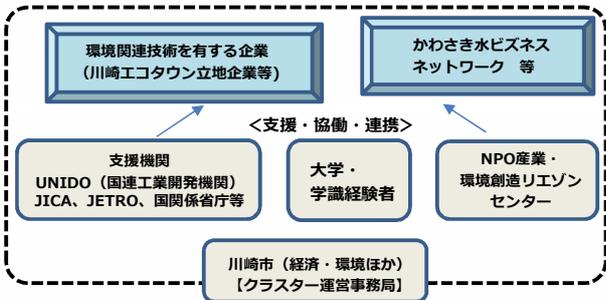
【川崎市内企業の海外展開に関するアンケート調査】(平成30年4～6月実施)より

国際環境産業推進事業

かわさきグリーンイノベーションクラスターを通じた産業振興

かわさきグリーンイノベーションクラスター

環境関連の多様な主体(企業、行政、支援機関等)による緩やかなネットワーク組織



川崎市や支援機関等の支援スキーム活用による企業の国内外への展開支援

【令和元年度取組】

- 環境産業の振興
 - 川崎臨海部エコタウンの高度化に向けた取組 等
- 環境技術を活かした国際貢献
 - ミャンマー国ヤンゴン市の低炭素化に向けた都市間連携
 - インドネシア国リアウ州地域におけるパーム油産業を軸とした環境調和型経済社会形成支援事業 等

川崎国際環境技術展の開催

(「先端技術見本市 テクノトランスファー」と同時開催)



環境分野における優れた技術やノウハウを川崎から国内外に広く情報発信するとともにビジネスマッチングを促進

- 令和元年度開催予定
 - 11月13日(水)、14日(木)カルツかわさき
- 平成30年度開催実績 ※未来を創る川崎イノベーション展含む
 - 出展者数: 181団体270ブース
 - 来場者数: 約16,000人(海外より51カ国約190人)

産業振興部工業振興課

川崎工業ブランド推進事業

○川崎ものづくりブランド



市内中小企業の優れた工業製品や加工技術等を認定し、国内外へ情報発信することで、販路拡大を支援
平成16年に創設し、現在92件の製品・技術を認定



混合・分散・乳化・微粉碎装置
「3次元ボールミル（3次元リアクター）」
(株)ナガオシステム（麻生区）

ICT産業連携促進事業

情報通信技術（ICT）の活用による製造業等市内中小企業の課題解決に向けた取組を推進。新規ビジネス創出に向けて、コーディネーターによるマッチング事例の創出、セミナー・フォーラム等の開催、「かわさきIoTビジネス共創ラボ」の運営等を実施。



産業振興部工業振興課

ものづくり中小企業経営革新支援事業

○産学共同研究開発プロジェクト補助金

今後、成長が見込まれる新産業分野において、市内中小企業等と大学・研究機関等との共同研究開発に要する経費の一部を助成

○新技術・新製品開発等支援事業補助金

市内中小製造業者が単独または複数の連携先と共同で行う新技術、新製品開発に要する経費の一部を助成

○がんばるものづくり企業応援補助金

「小規模事業者の安定した経営活動の継続に資する取組」
「中小企業等の情報発信力の強化、販路開拓」に係る経費を補助



産業振興部工業振興課

操業環境整備事業

○がんばるものづくり企業操業環境整備助成金

「工場等の新增設」や「操業環境改善に向けた取組」に係る経費の一部を助成



内陸部工業系用途地域の現況
(高津区下野毛地区)



オープンファクトリー開催風景

○内陸部操業環境保全対策事業

住工共生に向け、工業者と住民の相互理解を促進することにより、中小製造業事業者の操業環境を保全

事業承継支援事業

川崎商工会議所、川崎信用金庫、川崎市産業振興財団、川崎市の4者が連携し、セミナーの開催や専門家による個別相談などにより、中小企業の事業承継を支援



啓発セミナー開催風景

産業振興部工業振興課

計量検査所

計量法に基づき、適正な計量の実施を確保するため、商品量目の立入検査や消費者への計量知識の普及啓発などを実施

- 立入検査
- 計量の普及・啓発
- 計量管理の推進
- 特定計量器定期検査
- 質量標準管理
- 計量団体育成



立入検査
(商品量目立入検査)



計量の普及・啓発
(夏休み計量教室)

産業振興部商業振興課

商業力強化事業

○商店街魅力アップ支援事業

商店街イベントや情報発信事業を支援



「第20回夏祭り」(民家園通り商店会)

<平成30年度実績> 21団体のイベント事業を支援

○エリアプロデュース事業

プロデューサーを派遣し商業集積エリアを活性化
…令和元年は小杉エリアで実施



大師エリア(平成30年度)

「商店街スタンプラリー：サンタさんの忘れ物を探せ！」



○商店街出張キャラバン隊事業

商店街等を直接訪問し、課題解決等の支援を実施

- ・商店街の課題を把握し、課題解決に向けたアドバイスや関係機関とのマッチングを実施

○商業者ネットワーク構築事業

意欲ある若手店主をつなげ相乗効果を生み出す



若手商業者を中心に、これからの商店街について、話し合い、消費者の意見を聞きながら、みんなで解決策を考えるワークショップを開催

産業振興部商業振興課

商店街施設整備事業

○商店街エコ化プロジェクト事業

- ・商店街街路灯のLED化等の推進
事業費の1/2を支援

<平成30年度 4団体実施>

川崎市東田商店街商業協同組合(川崎区)
新城南口商店街(中原区)
新城北口一番街商店会(中原区)
二子新地駅前通り商栄会(高津区)

○施設撤去事業

- ・街路灯、アーチ、アーケードの撤去
事業費の1/2を支援

<平成30年度 9団体実施>

○安全・安心事業

- ・防犯カメラやAED等、安全安心な環境づくりに必要な施設の整備
事業費の25%を支援

<平成30年度 1団体実施>

プレミアム付商品券事業

消費税・地方消費税の10%への引上げが低所得者・子育て世帯(0~2歳児)の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付商品券の発行を行う。

1.購入対象者

- ・令和元年度(平成31年度)住民税非課税者(扶養親族、生活保護受給者等を除く)
- ・子育て世帯主(平成28年4月2日~令和元年9月30日に生まれた子の世帯主)

2.商品券

- ・1人あたり購入限度額:2.5万円(子育て世帯主は3歳未満の子の数×2.5万円)
- ・額面2.5万円の商品券を2万円で販売
- ・販売は5千円単位

3.期間(予定)

- ・販売期間:令和元年9月下旬~令和2年2月
- ・使用期間:令和元年10月~令和2年3月

産業振興部商業振興課

○商業ネットワーク事業

川崎駅周辺の集客や回遊性の向上、賑わいの創出のため、地元主体のイベント事業等に支援を行い、中心市街地としての魅力を市内外に広くPR

主な取組

- ・かわさきアジアンフェスタ（4月）
- ・はいさいFESTA（5月）
- ・かわさき阿波踊り（10月）
- ・いいじゃんかわさき（10月）
- ・カワサキ ハロウィン（10月）
- ・合同イルミネーション（11～1月）
ほかイベント支援



かわさきアジアンフェスタ（4月）



カワサキ ハロウィン（10月）

○地域連携事業

大田区や両地区の浴場組合と連携し、イベント等を通じて、公衆浴場の取組を情報発信

主な取組

- ・若年層や女性客の取り込みを目的としたキューピーちゃんストラップが当たるスタンプラリーの実施
- ・京急電鉄と連携して、京急の駅と銭湯を回るスタンプラリーでオリジナルティディベアが当たる「京急に乗って銭湯へゆこう！」キャンペーンの実施



キャンペーンポスター



記者発表会の様子
(平成30年11月26日)

産業振興部観光プロモーション推進課

産業観光推進事業



産業観光ツアー・
工場夜景ツアーの実施



教育旅行誘致活動の実施

全国工場夜景都市協議会(11都市)
による全国工場夜景サミット開催
(令和元年度堺市、高石市)



市制記念多摩川花火大会事業



・令和元年10月5日（土）
・高津区多摩川河川敷にて世田谷区と同時開催（予定）



外国人観光客誘致推進事業

- ・外国人観光客動態調査分析及び分析結果を踏まえた事業推進
- ・海外旅行会社等との商談・海外旅行博覧会への出展等の誘客活動



- ・東京オリンピック・パラリンピックを間近に控え、インフルエンサー等を活用した情報発信の強化
- ・ホテルシップの受入に伴う外国人観光客等の市内誘導策の検討
- ・マルチ決済に対応したキャッシュレス化の促進
- ・多言語によるHPや、SNS、パンフレット等を活用した情報発信
- ・ランドオペレーターへのプロモーションによる新たな旅行商品の造成
- ・観光案内所における多言語によるサービス提供
- ・地域と連携した外国人誘客に向けた取組 等



産業振興部観光プロモーション推進課

市民祭り事業

【開催予定】

日程：令和元年11月2日(土)、3日(日)、4日(祝)

場所：川崎区富士見公園一帯及びその周辺



観光案内所運営事業

「かわさき きたテラス」

- ・ コンシェルジュを活用した多言語による対応
※英語・中国語対応は常駐
その他の言語は電話通訳を活用
- ・ 市内の施設案内及び首都圏エリアの観光案内
- ・ 3種類のサイネージを活用した魅力発信
 - ① 動画の上映
 - ② イベント等の案内
 - ③ 周辺エリアを地図で紹介
- ・ かわさき名産品等のPR及び販売



新・かわさき観光振興プランに基づく取組

- ・ 「生田緑地」の観光強化
- ・ 「川崎駅周辺エリア」の国際的な観光拠点化
- ・ 「食」の魅力の開発・発信 等



日本民家園



川崎駅周辺エリア

産業振興部観光プロモーション推進課

川崎市コンベンションホール管理運営事業

- ・ 目的：企業、研究機関、市民その他の多様な主体が交流する機会を創出し、連携を促進させ、地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与する。
- ・ 立地：武蔵小杉駅から徒歩4分
- ・ 指定期間：平成30年4月1日から令和5年3月31日
- ・ 指定管理者：株式会社コンベンションリンケージ

【業務概要】

- ・ コンベンション等のための施設及び設備管理・貸出し
- ・ コンベンションの開催に係る支援
- ・ コンベンションの誘致



講演会

住宅宿泊事業（民泊）

- ・ 住宅宿泊事業の開始(平成30年6月15日施行)
- ・ 届出の受付と住宅宿泊事業者の監督
- ・ 営業日数 年間180日以内が対象
- ・ 庁内に住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため連絡調整会議を設置
- ・ 民泊事業の効果的な活用により川崎の魅力発信と市内観光への誘客を促進

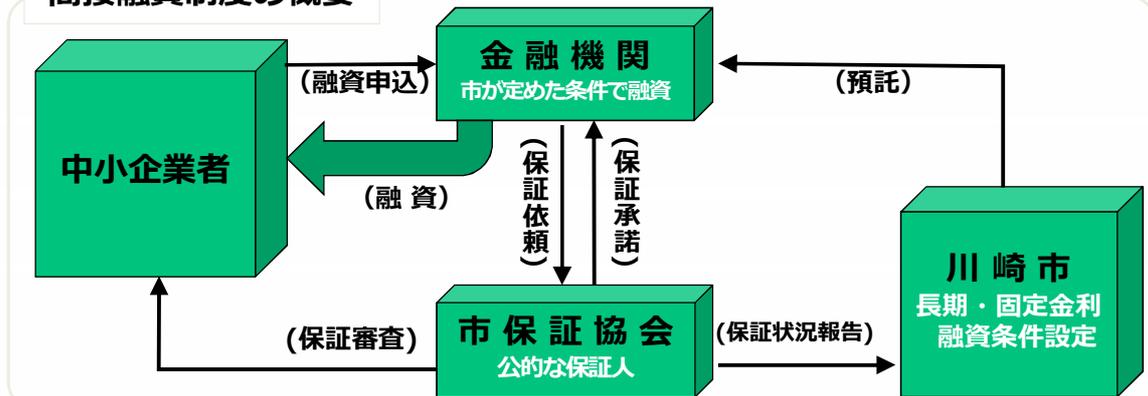


【区別届出受理件数】(平成31年4月末現在)

| | | | | | |
|-----|----|-----|---|-----|----|
| 川崎区 | 20 | 高津区 | 2 | 麻生区 | 5 |
| 幸区 | 5 | 宮前区 | 4 | | |
| 中原区 | 8 | 多摩区 | 7 | 計 | 51 |

- **間接融資事業** <令和元年度融資枠 約545億円>
川崎市信用保証協会及び取扱金融機関と協調して行う融資制度
- **信用保証等促進支援事業**
信用保証料及び代位弁済の補助
- **中小企業の経営相談・金融相談事業**
「セーフティネット保証制度」に係る認定及び融資制度に係る経営・金融相談

間接融資制度の概要



主な中小企業融資制度

川崎市が信用保証協会及び金融機関と協調して行っている融資制度。一部制度を除き川崎市が信用保証料の補助を実施。

- **創業支援資金**
【令和元年度見直し】
・新たに、市外開業者が市内へ移転する場合も対象とする
- **振興資金**
- **小規模事業資金**
- **経営安定資金**
【令和元年度見直し】
・借換支援資金の保証期間の延長
- **産業立地促進資金**



融資実績の推移



都市農業振興センター農業振興課

平成28年度から概ね10年間 「川崎市農業振興計画」を推進

「都市農業の安定的な継続」こそが、多面的な機能が
発揮される根幹であることを再認識し、様々な都市農業
振興に関する施策を実施

【基本目標】

次世代に引継ぐ かわさきの「農業」
～「農」を育て・創り、活かし、繋ぐ～

【基本戦略】

- 1 持続的・自立的な農業経営に向けた支援
- 2 農業振興地域等の活性化
- 3 多様な主体との「共創」による「新たな農業価値」の創造
- 4 多面的機能を有する都市農地の維持・保全と活用



認定農業者などへ設備投資を支援
(ミスト装置)



農商工等連携による付加価値向上
(くろかわのアスパラガスのブランド化)

都市農業振興センター農地課

農業委員会

- 農業委員会とは・・・
農家の方々の代表機関として、
市町村長から独立した行政委員会
・ 農地の売買
・ 賃借の許可
・ 農地転用案件への意見具申
等の行政事務を行う



農業委員・農地利用最適化推進委員
による現地確認

農地の適正利用対策

- 違反転用の解消には継続的な指導が必要
- 監視活動の実施及び遊休農地対策による
違反転用の未然防止



早野地区の違反転用解消事例



早野地区のひまわり【遊休農地対策】

都市農地の保全・活用事業

- 生産緑地及び特定生産緑地地区の指定推進による都市農地の保全
- グリーン・ツーリズムの推進による観光農業等の普及啓発
- 農業振興地域（岡上、黒川東、黒川上、早野）各地域の特性に応じた振興策の実施



グリーン・ツーリズム【収穫体験】



生産緑地地区の指定推進



早野地区の活性化【直売】

都市農業振興センター農業技術支援センター

農業経営支援

- 農業施設整備事業
- 農業機械等整備事業
- 多摩川ナシ保存奨励事業 など



補助を受けて新築した温室でのトマト栽培

農業技術支援

- 環境保全型農業推進事業
- 病虫害防除対策事業
- 土壌分析診断
- 品種保存 など



品種保存をしているナシの系統図と果実



左:新品種 川崎市農技1号
右:従来品種 のらぼう菜

イノベーション推進室

背景・ニーズ ① 25～44歳の起業希望者の増加 ② 起業経験者等の支援人材の集積 ③ 研究開発機関・人材の集積

起業・創業支援のワンストップ拠点の設置・運営

1 施設の開設

平成31年3月18日 起業家支援拠点
「K-NIC (Kawasaki-NEDO Innovation Center)」開設

2 施設概要

(1) 場所 ミューザ川崎セントラルタワー5階 (約570㎡)
※NEDOが運営する支援拠点を一部改修して設置
(2) 開設時間 13時から21時まで
(3) 休業日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始
(イベント実施時は開設)
(4) 対象者 (起業希望段階から起業初期段階を主な対象とする)
① 研究開発系の起業家・ベンチャー企業
② 幅広い産業分野における起業家 (ICT系、ソーシャル系など)



3 支援内容

面談、支援人材紹介、専門分野別のアドバイス
イベント・セミナー開催
・起業家、事業会社、投資家、などが交流するイベント等の実施
コワーキングスペース運営

研究開発型ベンチャー企業成長支援事業

- 優れた研究開発型ベンチャー企業を発掘・支援
- 国内外に大きく展開するベンチャー企業を次々に創出
- 本市の持続的な経済発展、起業・創業の世界的な都市として発信

| | |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者 | 大学発の技術等を活用し、事業化を目指す起業前の個人や設立後2～3年程度までの研究開発型ベンチャー企業 |
| 対象事業 | 微細加工、ロボット、医療・ライフサイエンス、介護・福祉、データサイエンス、AI、IoT、航空、宇宙等 |
| 支援内容 | スタートアップ10者程度を選定し集中的に成長支援 ・ビジネスプランのブラッシュアップ ・ピッチトレーニング ・投資家・事業会社等へのマッチング支援 等 |

平成30年度の事業実績

主な成果

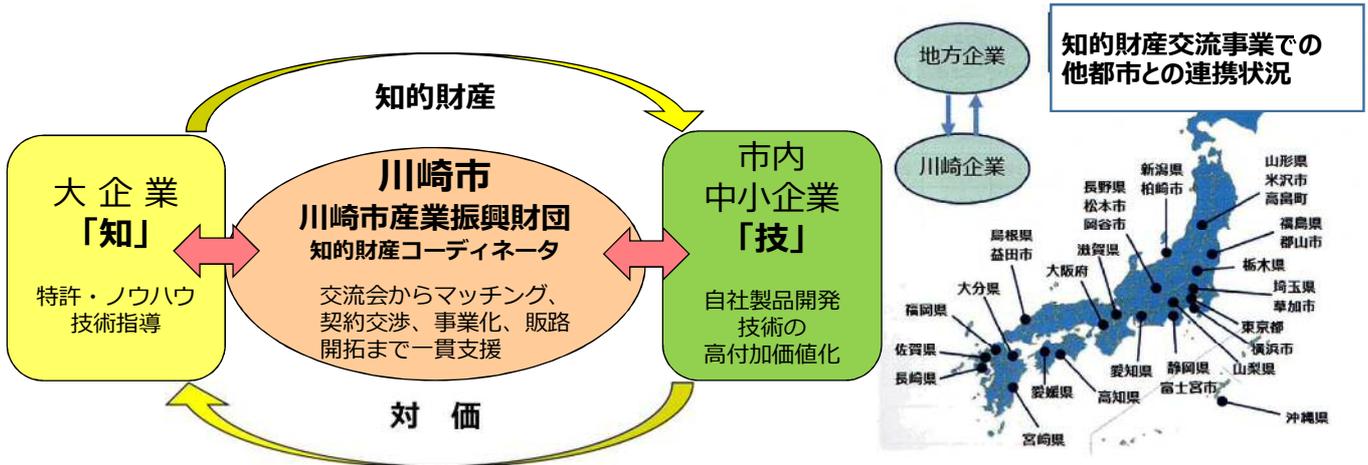
- 【マッチング】
 - 複数の事業会社との間で約1億円の成約 (1社)
- 【法人設立】
 - 支援期間中に法人設立 (2社)
- 【資金調達】
 - 新株予約権ほか (2社)
- 【事業採択】
 - NEDO等による助成事業採択 (2社)
 - 大手事業会社への製品導入等 (2社)

イノベーション推進室

知的財産戦略推進事業 (知的財産交流会)

大企業の特許等を中小企業に紹介し、自社製品開発等を支援する取組
“川崎モデル”として、他の自治体と連携して全国に展開

富士通、ミットヨ、イトーキ、富士ゼロックス、荏原製作所、キューピーなど
34件のマッチングが成立し、このうち22件が製品化 (平成31年4月1日現在)



イノベーション推進室

基本目標

産業と福祉の融合で、新たな活力と社会的価値を創造するウェルフェアイノベーションの取組を推進する。

令和元年度の取組

●KIS認証製品等の普及推進や、製品「モノ」の活用により生み出される価値「コト」を新たに社会モデルとして創造・発信するプロジェクトの実施を推進する。

1. 第2期推進計画概要（平成29～令和3年度）

目指す姿

「産業と福祉のハブ機能」を活かし、当事者視点を重視した サービスが創出・活用されている状態

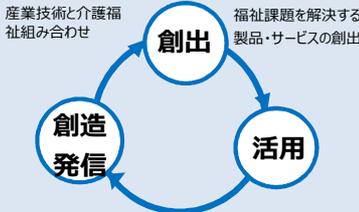
取組の視点

1. 「産業と福祉のハブ機能」
2. 「新たなライフスタイル・ワークスタイルの創造」
3. 「地域包括ケアやバラムーブメント施策を具現化する」

2. ウェルフェアイノベーションフォーラム

介護福祉業界でのイノベーション創出の基盤

参加数：360企業団体（平成30年11月末現在）
※前年度比55企業・団体の増
第2期推進計画に基づきプロジェクトの推進



3. 川崎市だからこぞできる5つの支援策

重視する支援のポイント

モノ・サービスから、生活の質を向上させる「コト」を重視する。

- 支援1 良質な実証モニター評価環境の提供
- 支援2 ネットワーク支援（フォーラム参加者間の結合）
- 支援3 技術支援（リハ工学等専門知見によるアドバイス）
- 支援4 かわさき基準による良質な製品の提供
- 支援5 プロモーション支援（新たな価値の創造・発信）

「コト」を重視した多様な主体の参加による川崎発のプロジェクトを推進し、その成果を発信する。

聴覚情報の文字言語化で新たな価値を創出

プラネタリウム × スマートグラス b.g × 文字言語化システム LiveTalk

聴覚障害コミュニケーションサービス創出プロジェクト
青少年科学館×(株)富士通SSL×インハンラボ (株)

行きたいと思う場所に、気兼ねなく行くへ

パーソナルモビリティWHILL × UDタクシー（川崎タクシー）

モビリティ搭載型UDタクシー事業創出プロジェクト
WHILL (株) × 川崎タクシー (株)
× 富士通ケアネット (株) 【ディサービス事業所】

欲しいものは自分で作る社会へ

当事者参加のワークショップと3Dプリンタで出力した自助具
デジタルアプリケーション（3Dプリンタ等）を
活用した福祉機器開発プロジェクト
国立障害者リハビリテーションセンター研究所
× 株式会社イグアス × 障害当事者

イノベーション推進室

① 新川崎・創造のまりの概要



かわさき新産業創造センター本館
（K B I C 平成15年開設）



ナノ・マイクロ産学官共同研究施設
（NANO B I C 平成24年開設）



産学交流・研究開発施設
（AIR B I C 平成31年開設）

- 平成12年に慶應義塾大学新川崎タウンキャンパスが開設
- 平成30年4月から川崎市産業振興財団、バイオ・サイト・キャピタル株式会社、Incufirm株式会社、三井物産フォーサイト株式会社の4者による指定管理支援体制
- 平成31年1月から、産学交流・研究開発施設（AIRBIC）が供用開始

② 新川崎・創造のまりににおけるベンチャー支援

ヨダカ技研株式会社
The progress for next generation
設立：平成27年5月



1細胞ピッキングデバイスの開発

MOTION LIB
設立：平成28年4月



リアルハプティクスチップの開発

株式会社LTaste
設立：平成29年5月



ソルトチップの開発

アットドウス株式会社
The progress for next generation
設立：平成29年9月



モバイル投薬デバイスの開発

研究開発型ベンチャー企業成長支援事業等による、
起業前の段階から起業家・ベンチャー企業の伴走型成長支援を実施

労働雇用部

就業支援事業

○「キャリアサポートかわさき」運営

求職者に個別カウンセリングを行い、ニーズに沿った職業紹介、就職準備セミナー等を実施



○「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」運営

働くことに不安や悩みを持つ若年無業者に対し、職業的自立支援を実施

○女性就業支援事業

子育て等で離職した女性の再就職等を支援



人材育成・確保支援事業

○産業人材育成事業

経済団体や学校等と連携し、産業人材育成のため、インターンシップや校内企業説明会等を実施



○市内中小企業人材確保支援事業

市内中小企業等の魅力を発信し、人材確保を支援



○高度外国人材確保支援事業

高度な知識や国際感覚を有する外国人留学生の確保を支援



労働雇用部

技能奨励事業

○かわさきマイスター事業

市内最高峰の技術・技能者をマイスターに認定（現在までに73職種・101名を認定）



○技能振興事業

技能職者の祭典「技能フェスティバル」を実施



勤労者福祉対策事業

勤労者の福祉の増進と働きやすい環境づくり

○「働き方改革」による中小企業活性化プロジェクト



勤労者福祉共済事業

市内中小企業で働く従業員の福利厚生を充実



労働会館の市民館機能との複合化

平成31年3月策定の「基本構想」及び特定天井（吊天井）への全庁的な方針等を踏まえ、基本計画策定を推進

公営事業部

令和元年度の川崎市営競輪開催予定回数（日数）

| | 開催数 | 日数 |
|-------|-----|-----|
| 川崎競輪場 | 12回 | 50日 |

平成30年度川崎市営競輪売上金及び入場者数

【売上金】 約173億円（内訳：本場 約8億円、電話投票・場外 約165億円）

【入場者数】 約11.5万人（本場53日）

一般会計への繰出額（昭和24年度から平成29年度までの累計）

約1,283億円（教育関係の施設整備費、「子ども・若者応援基金」等に充当）

- ・ 川崎競輪開催業務等包括委託の導入(平成29年度～)
- ・ ミッドナイト競輪の開催（平成30年度～）
- ・ 競輪場のコンパクト化（平成30年度）
現況敷地面積 約38,786㎡（7,500㎡を公園用地に転換）

公営事業部

記念競輪（GⅢ）のナイター開催と特別競輪（GⅠ）の開催

○ 令和元年度

GⅢグレードナイター2回開催

★平成31年4月

「桜花賞」記念競輪 GⅢ

★令和元年8月

「アーバンナイトカーニバル」 GⅢ

○ 令和2年度

特別競輪GⅠグレードの開催決定!

「第36回読売新聞社杯全日本選抜競輪」

令和3年2月20日～2月23日

自転車スポーツの振興・普及



中学生の職業体験（富士見中学校など）



小学校での出張授業（新城小学校）

中央卸売市場北部市場



青果棟の様子



水産棟の様子



花き棟の様子

卸売市場の概要

青果物・水産物などを産地から集荷し、適正な価格で消費者のもとに安定供給する

中央卸売市場 北部市場（宮前区水沢1-1-1）

| 面積 | 事業者数 | 取扱金額(平成30年度) |
|----------|------|--------------|
| 168,587㎡ | 146社 | 535億円 |

地方卸売市場 南部市場（幸区南幸町3-126-1）

| 面積 | 事業者数 | 取扱金額(平成30年度) |
|---------|------|--------------|
| 32,224㎡ | 36社 | 64億 |

※事業者数は、平成31年4月1日現在の、卸・仲卸・関連事業者数です。

中央卸売市場北部市場

卸売市場経営プラン

- 平成28年に策定した「卸売市場経営プラン」について、大幅な規制緩和を伴う平成30年6月の改正卸売市場法の趣旨を踏まえて改訂し、同プランに基づく施策を推進

● 川崎市卸売市場の将来像（川崎市卸売市場経営プラン改訂版(案)から引用）

- ◆ 最大限民間活力導入を図りながら最小限の公の経費負担により、**安全安心な生鮮食料品を市民に安定的に供給**し続けている
- ◆ **首都圏全体の生活を支えるインフラ**として、近隣都市と連携しながら**一定の公共関与の下に運営**がなされている
- ◆ 災害時の**災害対応拠点**としても機能し続け、**安全安心な市民生活を支えている**

● 北部市場のビジョン

「首都圏における広域的食品流通の拠点」

● 南部市場のビジョン

「地域密着型食品流通の拠点」

● 運営体制

効率性と公共性のバランス及び環境変化への迅速・的確な対応を可能とする柔軟な体制を選択

● 計画的な施設整備の推進

長寿命化の考え方を踏まえつつ、全体的な機能更新に向けて、最も効率的・効果的な整備手法を検討

中央卸売市場北部市場

卸売市場業務条例の改正

- 令和2年6月に施行される卸売市場法の改正に伴い、南北両市場の卸売市場業務条例を改正予定
場内事業者等と連携しながら本市市場の取引ルール等を改正

●改正卸売市場法のポイント

- 1 開設主体 都道府県・人口20万人以上の市 ⇒ 民間含め制限無
- 2 国の関与の減少 開設区域、卸売業務の許可、卸売業者への検査・監督の規定廃止 等
- 3 取引ルールの規制緩和 公正な取引を担保する最低限の取引ルール以外は市場ごとに規定可能

●業務条例改正の方針

公平公正な取引を保障するための
最小限の規制を残す

取引の自由度を高めて取引しやすい環境
を整え、出荷者や買受人に選ばれる
卸売市場を目指す

●今後のスケジュール

- 令和元年度中 改正業務条例議案上程・審議
- 令和2年6月 改正法・改正業務条例施行予定

中央卸売市場北部市場

市場の活性化事業

新鮮さが保たれたまま
旨味が熟成された魚



発酵熟成鮮魚



関連事業者による朝市



親子花育講座

経済労働局の概要

令和元年度 経済労働局 事業概要

| | |
|-----------------------|-----|
| 産業政策部事業概要 | 2 1 |
| 国際経済推進室事業概要 | 2 2 |
| 産業振興部事業概要 | 2 4 |
| 都市農業振興センター事業概要 | 3 2 |
| イノベーション推進室事業概要 | 3 5 |
| 労働雇用部事業概要 | 3 7 |
| 公営事業部事業概要 | 4 0 |
| 卸売市場事業概要 | 4 2 |
| 経済労働局所管の指定管理者制度導入施設一覧 | 4 3 |

| | |
|-------------|-----|
| 経済労働局 管理職一覧 | 4 4 |
|-------------|-----|

| | |
|------------|-----|
| 経済労働局 事務分掌 | 4 5 |
|------------|-----|

令和元年 5 月 30 日

経済労働局

令和元年度 経済労働局事業概要

産業政策部事業概要

1 事務所所在地

庶務課、企画課、消費者行政センター

川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 10 階

2 機構及び職員数

部長以下 24 名（庶務課 8 名、企画課 5 名、消費者行政センター 10 名）

3 主要事業

【企画課】

（1）「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」及び「かわさき産業振興プラン」に基づく施策の展開

中小企業活性化条例（平成 28 年 4 月施行）及びかわさき産業振興プラン第 2 期実行プログラム（平成 30 年 3 月策定）に基づき、進捗管理を行い、検証結果を施策に反映することで、実効性のある中小企業活性化の取組を推進する。

（2）市内中小企業の働き方改革・生産性向上の推進

働き方改革・生産性向上の推進を支援するため、固定資産税の特例割合をゼロとし、設備投資と国の補助メニューの活用を促進するとともに、外部の関係機関との連携体制と庁内の推進体制との連携した取組により、幅広い業種を対象として「意識醸成・掘り起こし」、「実践・導入促進」「広報・普及促進」の 3 つの視点での支援を実施する。

【消費者行政センター】

（1）消費者自立支援推進事業

「川崎市消費者行政推進計画（2017～2019 年度）」に基づき、消費者の自立を支援するとともに、被害の未然防止・拡大防止に向けた取組を推進する。

（2）消費生活相談情報提供事業

消費者からの消費生活に関する相談に対応し、消費者被害の未然防止等を図るとともに、「相談年報」、「相談月報」等を発行し、市民への情報提供を図る。

（3）消費者啓発育成事業

消費生活に関する知識の普及や消費者教育の推進を図るため、情報誌や冊子などの啓発物による情報提供を行うとともに、出前講座などの各種講座や展示会等を実施する。

国際経済推進室事業概要

1 事務所所在地

川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 10 階

2 機構及び職員数

室長以下 12 名

3 主要事業

【国際経済】

(1) 海外販路開拓事業

ア 川崎市海外ビジネス支援センター（略称：KOBS（コブス））の運営

市内中小企業の海外展開に係る相談の窓口として「川崎市海外ビジネス支援センター（略称：KOBS（コブス）」を川崎市産業振興会館内に設置し、海外ビジネス経験が豊富な海外支援コーディネーターにより、企業の海外ビジネスの段階に合わせた支援を実施する。

相談支援実績：平成 28 年度 361 件、平成 29 年度 421 件、平成 30 年度 380 件

イ 川崎市中小企業海外展開支援事業補助金【令和元年度新規】

市内中小企業の海外展開に係る取組に要する経費の一部を助成し、市内中小企業の海外展開を促進する。

対象事業は、①事前調査 ②海外展示会出展 ③国際認証等の取得に関する経費であり、海外ビジネス経験のない申請者を最優先するとともに、本市の認証・認定（ものづくりブランド、低 CO2 ブランド、KIS、かわさき名産品）を取得している企業を優先する。

ウ 海外商談会の実施

市内中小企業の海外販路開拓を支援するため、企業の関心が高い国・地域において現地商談会を実施する。

令和元年度開催予定：台湾（7 月 24 日～26 日）、ベトナム（7 月 29 日～8 月 2 日）、東南アジア（1 月予定）

【環境産業】

(1) 国際環境産業推進事業

ア グリーンイノベーションの取組

「川崎グリーン・イノベーション推進方針」に基づき、環境局をはじめとする関係局や JICA 等の支援機関と密接に連携しながら、「かわさきグリーンイノベーションクラスター」を通じ、本市の強みである環境技術・産業を活かした取組をより一層発展・拡大していくとともに、環境関連企業の新たな取組や海外展開を支援する。

また、本市が公害問題に取り組む過程において蓄積してきた環境分野における行政ノウハウと企業・団体が持つ環境技術を組み合わせて、環境問題に関する国際貢献と環境産業振興の取組を推進する。

イ 川崎国際環境技術展の開催

「川崎国際環境技術展」にて、川崎の優れた環境技術を国内外へ積極的に情報発信し、国内外の企業等とのビジネスマッチングの場を提供することで、市内環境産業の振興と環境技術の海外への移転による国際貢献を図る。

産業振興部事業概要

1 事務所所在地

工業振興課、商業振興課

観光プロモーション推進課 川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 10 階

金融課 幸区堀川町 66-20 川崎市産業振興会館 5 階

中小企業溝口事務所 高津区溝口 1-6-10 川崎市生活文化会館 3 階

計量検査所 川崎区藤崎 3-1-10

2 機構及び職員数

部長以下 47 名（工業振興課 16 名〔計量検査所 5 名を含む〕、商業振興課 13 名、観光プロモーション推進課 10 名、金融課 6 名、中小企業溝口事務所 1 名）

3 主要事業

【工業振興課】

（1）川崎工業ブランド推進事業

市内中小製造業の優れた製品や技術を「川崎ものづくりブランド」として認定し、国内外へ情報発信していくことで、中小企業の販路拡大を支援するとともに、本市が誇る先進的なものづくり技術の優位性を広く PR する。平成 31 年 4 月 1 日現在、92 件の製品・技術を認定。

（2）ものづくり中小企業経営革新支援事業

ア 産学共同研究開発プロジェクト補助金

今後、成長が見込まれる新産業分野において、市内中小企業等と大学・研究機関等との共同研究開発に要する経費の一部を助成する。

イ 新技術・新製品開発等支援事業補助金

市内中小製造業者が単独または複数の連携先と共同で行う新技術、新製品開発に要する経費の一部を助成する。

ウ がんばるものづくり企業応援補助金

市内中小企業の安定した経営の継続を図るため、経営改善や販路開拓に向けた取組に要する経費の一部を助成する。

（3）中小製造業合同出展事業

中小企業の取引先開拓を支援するため、展示会等への合同出展支援を行う。昨年度は 40 社・団体による合同出展を行った。

（4）ICT 産業連携促進事業

ICT の活用による製造業等市内中小企業の課題解決、新規ビジネス創出に向けて、コーディネーターによるマッチング事例の創出、セミナー、フォーラム等の開催、「かわさき IoT ビジネス共創ラボ」の運営を行う。

(5) 先端産業等立地促進事業

臨海部において先端産業の創出と集積を促進するため、環境、エネルギー、ライフサイエンス分野の先端技術の事業化を支援する先端産業創出支援制度（イノベート川崎）により立地企業への助成金交付と操業支援を実施する。

(6) 操業環境整備事業

がんばるものづくり企業操業環境整備助成制度を活用して、中小製造業者の操業環境の整備・改善を推進する。また、住宅化が進む内陸部工業系用途地域において、オープンファクトリー等の取組により、地域住民のものづくりへの理解を深め、工業者と住民の相互理解を促進する。

(7) 事業承継支援事業

川崎商工会議所、川崎信用金庫、川崎市産業振興財団と川崎市の4者で連携し、セミナーの開催や専門家による個別相談などにより、中小企業の事業承継を支援する。

(8) 計量検査所各種事業

適正な計量の実施を確保するため、特定計量器定期検査、商品量目及び有効期間のある特定計量器の立入検査等を計量法に基づき実施するほか、市内計量器使用事業所の計量管理の推進及び消費者に対する計量知識の普及・啓発に努める。

なお、主な業務は次のとおりである。

- ア 特定計量器定期検査
- イ 立入検査
- ウ 質量標準管理
- エ 計量管理の推進
- オ 計量の普及・啓発
- カ 計量団体育成

その他の事業

テクノトランスファー事業、ものづくり人づくり事業、産業立地地区活性化推進事業、建設業振興事業、商工業従業員永年勤続者表彰事業、川崎市産業振興会館指定管理者事業など

【商業振興課】

(1) 商業力強化事業

商店街・商業集積エリア・個店、それぞれの振興を図る視点から、「商店街魅力アップ支援事業」、「エリアプロデュース事業」、「商業者ネットワーク構築事業」を実施しています。

また、商店街に直接訪問し、地域の実情や課題を把握するとともに、課題解決に向けてアドバイス等を行う「出張キャラバン隊事業」を展開しています。

(2) 商店街課題対応事業

商店街の街路灯のLED化等を推進する「商店街エコ化プロジェクト事業」や防犯カメラ

等を整備する「安心・安全事業」により、商店街設備の整備を推進しています。

また、商店街が保有する街路灯、アーチ、アーケードの撤去について、事業費の1/2を支援する「施設撤去事業」を27年度から期間限定で実施しています。

(3) 商業ネットワーク事業

川崎駅周辺の商業拠点の集客や回遊性の向上に繋がる地元主体のイベント等を支援することにより、川崎の都市ブランド力の向上を図っています。

(4) 地域連携事業

川崎市内公衆浴場営業者の経営維持に要する経費に対し支援することで、市内公衆浴場の健全な営業を支援し、本市公衆衛生の向上及び推進を図っています。また、平成25年度に大田区と産業連携協定書を結び、行政と浴場組合が連携して各種イベント等を通じて、公衆浴場を地域資源として認知度を広めるための事業を推進しています。

その他の事業

BUY かわさきフェスティバル事業、川崎市商店街連合会補助事業、商業人材育成事業、商人（あきんど）デビュー塾実施事業、商業アドバイス事業、空き店舗活用アワード事業、川崎地下街公共地下歩道管理に関する負担金支出、大規模小売店舗立地法事務手続き、プレミアム付商品券事業などを所管しております。

【観光プロモーション推進課】

(1) 産業観光推進事業

産業観光を推進するため、産業観光ツアー・工場夜景屋形船クルーズ・工場夜景バスツアー、ようこそ！かわさき検定の実施、産業観光ガイドの養成、産業観光受入事業所のネットワーク強化、教育旅行誘致活動等を実施し、更なる知名度の向上に取り組む。

(2) 外国人観光客誘致推進事業

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、海外からの観光客誘客を推進するため、外国人観光客動態調査の分析結果を踏まえ、新たな旅行商品の開発支援、インフルエンサーによるSNS等を活用した情報発信を行う。また、海外旅行会社等との商談会や海外旅行博覧会での誘客活動や、多言語ホームページやパンフレット等による観光情報の発信等の取組を継続するほか、マルチ決済に対応したキャッシュレス化の促進を行う。

(3) 市制記念多摩川花火大会事業

「ふるさと川崎」の市民意識の高揚と豊かな市民文化の創造を目指すとともに、市制施行を記念して花火大会を実施する。

(4) 市民祭り事業

地域経済の活性化と豊かな市民文化の創造に向け、事業者などの民間事業者及び市民との連携により、本市の魅力・活力を発信する「かわさき市民祭り」を開催する。

(5) 観光案内所運営事業

川崎駅北口行政サービス施設「かわさき きたテラス」において、コンシェルジュを配

置し、市内の観光情報や様々な地域の魅力を国内外から訪れた方々へ発信し、かわさき観光を推進する。

(6) 川崎市コンベンションホール管理運営事業

川崎を中心とした産業集積を活かしたオープンイノベーションの促進を図るため、921㎡の大ホールや4つの会議室等を備えた本市初の本格的なコンベンションホールとして整備を行い、平成30年4月16日に供用開始し、指定管理者と連携しながら、市内外のコンベンション誘致や飲食、宿泊、観光などのアフターコンベンションの充実に取り組む。

(7) 住宅宿泊事業

平成30年6月に住宅宿泊事業法が施行され、営業日数が年間180日以内のものについて、届出制度を設けることで、業務の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応して、来訪及び滞在を促進する。

本市は民泊事業により生じる行政課題に対し、一体的に対応を行う必要があるため、県から権限移譲を受け、実施主体になり、届出の受け付け及び監督を行う。

騒音やごみ処理等の課題に対応するため市内の連絡調整体制を整え市内の生活環境の保全や地域の安全・安心の確保を図るとともに、訪日外国人等の増加を捉えた、地域の多様な主体の連携による民泊事業の効果的な活用により、川崎の魅力発信と市内観光への誘客を促進する。

その他の事業

民間主導による観光振興事業、観光情報提供事業、かわさき名産品認定事業、川崎市観光写真コンクール事業、菊花大会等褒章事業、観光事業協議会負担金事業など

【金融課・中小企業溝口事務所】

間接融資事業、信用保証等促進支援事業等により、厳しい経営環境にある中小企業を支援し、経営の安定化を図る。

(1) 間接融資事業

令和元年度川崎市中心小企業融資制度の主な見直しは、次のとおり。

■創業支援資金の融資対象者の見直し

ア 内容

融資対象者の「市内で」を削除

イ 理由

市外で開業した後に本市内に移転する場合等も融資対象とし、創業期の事業者を幅広く支援

■借換支援資金の保証期間の延長

ア 内容

令和2年3月31日まで延長

イ 理由

保証料補助を延長し、保証付借入金の一括化等を促進することにより、月々の返済額の軽減等による資金繰りの円滑化

令和元年度川崎市中小企業融資制度一覧表

| 制度名 | | 申込資格等 | 融資限度額 | 融資利率 | 期間 |
|--------------------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|--------------|--------------------------------------------------------------|
| 振興資金 | | 中小企業者・協同組合等 | 中小企業者 2億円 協同組合等 4億円 | 年2.5%以内 ※ | 短期運転・ 設備資金 1年以内 長期 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 |
| | 設備強化支援資金 | | | 年2.4%以内 ※ | 設備資金 15年以内 |
| 小規模事業資金 | 小規模事業資金 | 従業員30人以下（商業・サービス業は10人以下）の小規模事業者 | 3,500万円 | 年2.1%以内 | 運転・ 設備資金 8年以内 |
| | 短期サポート型 | | 2,000万円 | 年1.2%以内 | 運転・ 設備資金 1年以内 |
| | 小口サポート型 | | 2,000万円 | 年1.4%以内 | 運転・ 設備資金 5年以内 |
| | ミニ | | 300万円 | 年1.3%以内 | 運転資金 4年以内 |
| 小口零細対応 小規模事業資金★ | | 従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）の小規模企業者 | 2,000万円 | 年2.0%以内 | 運転・ 設備資金 10年以内 |
| 経営安定資金 | 不況対策資金 （5年型） | 1 最近3か月間又は6か月間の月平均売上高、平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等 2 主要な取引先からの最近3か月間又は6か月間の月平均受注額が、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等 3 為替変動の影響により、最近3か月間又は6か月間の月平均売上高が前年又は前々年の同期と比べて10%以上減少、若しくは平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて5%以上減少している中小企業者等 4 取引先の支払条件が変わり、資金繰りが困難になっている中小企業者等 | 3,000万円 | 年1.5%以内 | 運転・ 設備資金 5年以内 |
| | | | | 年1.4%以内 | |
| | | | | 年1.5%以内 | |
| | 不況対策資金 （10年型） | 1 最近3か月間又は6か月間の月平均売上高、平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等 2 主要な取引先からの最近3か月間又は6か月間の月平均受注額が、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等 | 8,000万円 | 年1.7%以内 | 運転・ 設備資金 10年以内 |

| | | | | | |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------------|------------------|
| 経営安定資金 | 不況対策資金 (10年型) | 3 為替変動の影響により、最近3か月間又は6か月間の月平均売上高が前年又は前々年の同期と比べて10%以上減少、若しくは平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて5%以上減少している中小企業者等 | 8,000万円 | 年1.6%以内 | 運転・設備資金 10年以内 |
| | | 4 取引先の支払条件が変わり、資金繰りが困難になっている中小企業者等 | | | 年1.7%以内 |
| | | 5 国又は市長が指定した倒産企業に、売掛金債権等を50万円以上有している中小企業者等及び50万円未満の売掛金債権等しか有していないがその倒産企業との取引規模が20%以上である中小企業者等 | | 運転・設備資金 10年以内 | |
| | | 6 中小企業信用保険法第2条第5項第1号の認定を受けた中小企業者等(セーフティネット保証を利用) | | | |
| | | 7 中小企業信用保険法第2条第5項第2号又は第6号の認定を受けた中小企業者等(セーフティネット保証を利用) | | | |
| | | 8 中小企業信用保険法第2条第5項第5号、第7号又は第8号の認定を受けた中小企業者等(セーフティネット保証を利用) | | | |
| | 9 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第128条第1項第1号の認定を受けた中小企業者等 | | | | |
| | 危機対策資金 | 中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けた中小企業者等の方(危機関連保証を利用) | 2億8,000万円 | 年1.7%以内 | 運転・設備資金 10年以内 |
| | 災害対策資金 | 火災、風水害等の被害を受けた中小企業者等 | 8,000万円 | 年1.7%以内 | 運転・設備資金 10年以内 |
| | | 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の認定を受けた中小企業者等(セーフティネット保証を利用) | | | |
| 激甚災害対策資金 | 国が指定した激甚災害の被害を受けている中小企業者等(災害関係保証を利用) | 2億8,000万円 | | | |
| 借換支援資金 | 1 保証付融資の借換えをすることにより、月々の返済負担の軽減及び資金調達の円滑化が図れる中小企業者等 | 2億8,000万円 | 年1.8%以内 | 運転資金 10年以内 | |
| | 2 1の条件を満たし、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けた中小企業者等(セーフティネット保証を利用) | | | | |
| | 3 1の条件を満たし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第128条第1項第1号の認定を受けた中小企業者等 | | | | |
| 条件変更改善型借換資金 | 保証付融資の全部又は一部について、返済条件を緩和している中小企業者等の方であって、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等の方(条件変更改善型借換保証を利用) | | 年2.3%以内 | 運転資金 15年以内 | |

| | | | | | |
|--------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------|
| 経営安定資金 | 経営力強化支援資金 | 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等 | 中小企業者 2億8,000万円 協同組合等 4億8,000万円 | 年1.6%以内 | 運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 |
| | 企業再建資金 | 再建計画等を策定し償還の確実性が認められ、企業再建を図る強い意思を持ち、金融機関からの支援体制が構築されており今後も継続支援が確実で、次のいずれかに該当する中小企業者等 1 神奈川県中小企業再生支援協議会の支援を受けて再建計画を策定し、企業再建を図ろうとする方 2 川崎市信用保証協会が設置する外部審査会が当該中小企業者の事業再生に資すると見込まれるものとして答申を行った再生計画により企業再建を図ろうとする方 | 2億8,000万円 | 年2.6%以内 | 運転・ 設備資金 10年以内 |
| 創業支援資金 | アーリーステージ対応資金 | 1 事業を営んでない個人で、具体的な事業計画を有し、1か月以内に新たに個人事業を開始する方又は2か月以内に新たに会社を設立し事業を開始する方（認定特定創業支援事業を受けて創業する場合はいずれも6か月以内） 2 事業を営んでいない個人による開業で、開業後5年未満の中小企業の方 | 3,500万円★ | 年1.9%以内 ※ | 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 |
| | | 3 事業を継続している会社により新たに市内で会社を設立（分社化）された会社で、具体的な開業計画を有する方又は設立後5年未満の中小企業者の方 | | | |
| | | 4 開業後1年未満の中小企業者等 | 1,000万円 | | |
| | 女性・若者・シニア起業家支援資金 | 上記アーリーステージ対応資金の1～3のいずれかの要件を満たし、代表者が「女性」「30歳未満」「50歳以上」のいずれかに該当する方 | 3,500万円★ | 年1.8%以内 ※ | |
| | 新製品開発・新分野進出支援資金 | 原則として1年以上継続して同一事業を営む方で、自社技術等を使った新製品の開発をしようとする製造業者等又は新分野進出後1年未満の中小企業者等 | 3,000万円 | 年2.1%以内 | |
| | 流動資産担保資金 | 事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者等（棚卸資産を担保とする場合は法人に限る） | 2億5,000万円 | 年1.9%以内 | 運転・ 設備資金 1年以内 |
| | 産業立地促進資金 | 川崎市が定める産業拠点地区及び工業専用地域に進出する中堅・中小企業者等 | 運転資金 2億8,000万円 設備資金 20億円 | 年2.0%以内 (運転) 年2.1%以内 (設備) | 運転資金 7年以内 設備資金 15年以内 |

| | | | | | |
|---------------------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| | 企業立地 促進資金 | 1 土地収用法第3条各号に掲げる事業及び都市計画法第4条第15項の規定による都市計画事業により産業拠点地区から移転を余儀なくされた方のうち川崎市内に立地する中小企業者等 2 川崎市内のインキュベーション施設（かわさき新産業創造センター、かながわサイエンスパーク、テクノハブイノベーション川崎、明治大学地域産学連携研究センター）に入居した方のうち川崎市内に移転する中小企業者等 | 2億8,000万円 | 年1.9%以内 | 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 |
| | NPO法人支援資金 | 川崎市内に主たる事務所を置くNPO法人 | つなぎ資金 1,000万円 | 年1.2%以内 | つなぎ資金 1年以内 |
| 公害 防止 資金 ★ | 公害防止施設 設置資金 | 公害を防止するために必要な施設の設備資金を要する中小企業者・協同組合等 | 中小企業者 5,000万円 協同組合等 1億円 | 融資実行時の 長期プライムレート +0.3%以内 (市から全額 利子補給あり) | 300万円以下 3年以内 300万円超 5年以内 600万円超 10年以内 |
| | 工場移転資金 | 公害を防止するために必要な工場等の移転費用を要する中小企業者・協同組合等 | | | |
| | 低公害型生産 設備資金 | ドライクリーニング機更新等のための費用を要する中小企業者・協同組合等 | | | |
| | 低公害自動車 等購入資金 | 低公害車(九都県市低公害車(乗用車を除く。) 等の基準あり。)購入等のための費用を要する 中小企業者・協同組合等 | 融資実行時の 長期プライムレート +0.1%以内 (市から2分 の1利子補給 あり) | 300万円以下 3年以内 300万円超 5年以内 | |
| | 土壌汚染 対策資金 | 土壌汚染の調査、除去、汚染拡散防止を行な う中小企業者・協同組合等 | 中小企業者 5,000万円 協同組合等 1億円 | 融資実行時の 長期プライムレート +0.3%以内 | 300万円以下 3年以内 300万円超 5年以内 600万円超 10年以内 |

★＝特定非営利活動法人（NPO法人）の方は対象外

※＝制度所定変動金利（短プラ+0.7%以内）利用可

（2）信用保証等促進支援事業

中小企業等の利用者の負担軽減を図るため保証料の補助を行う（一部制度を除く。）とともに、中小企業者等への貸付けについて債務保証等を行う川崎市信用保証協会の経営基盤強化のため、代位弁済補助と指導育成を行う。

（3）中小企業の経営相談・金融相談事業

景況の悪化により売上や利益率が減少し、経営の安定に支障が生じている中小企業について、信用保証協会の別枠保証を設ける「セーフティネット保証制度」の認定を迅速に行う。また、川崎市産業振興財団等と連携して、経営環境変化の影響を受ける中小企業者等に対して、きめ細やかな対応を図る。

都市農業振興センター事業概要

1 事務所所在地

農業振興課、農地課 高津区梶ヶ谷 2-1-7
農業技術支援センター 多摩区菅仙谷 3-17-1

2 機構及び職員数

所長以下 35 名（農業振興課 9 名、農地課 13 名、農業技術支援センター 12 名）

3 市内農業の現状

農家戸数 1,172 戸（うち販売農家 595 戸）

※ 出典：2015 年農林業センサス確定値（平成 27 年 2 月 1 日実施）

農地面積 約 550 ha

※ 出典：平成 30 年固定資産概要調書

4 主要事業

【農業振興課】

（1）担い手・後継者の育成

将来の川崎の農業を担う後継者を育成するため、国の制度の活用をはじめ、研修事業や、地域を牽引する認定農業者等を確保・育成する事業を実施するほか、市民と農業青年が農業体験を通じて交流する場づくりなどを行う。

- ア 農業担い手経営高度化支援事業
- イ 女性農業担い手支援事業 など

（2）地産地消の推進

セレサ川崎農業協同組合と連携してかわさき地産地消推進協議会を運営し、市内産農産物「かわさきそだち」の普及のため、かわさき地産地消フェアなどでの展示・販売による PR 活動を行う。

- ア 地産地消推進事業 など

（3）「農」とのふれあいによる農業への理解促進

市民農園などの農業体験機会の提供や、花と緑の市民フェアなどのイベントの開催を通じて、市民の農業理解の向上を図る。

- ア 市民農園事業
- イ 花と緑の市民フェア事業 など

（4）多様な主体との連携の推進

市内産農産物の付加価値向上や農作業の効率化・省力化、地域活性化等を図るため、農業者や JA、大学・企業・NPO 等の多様な主体との連携を推進する。

- ア 農商工等連携推進事業 など

(5) 農業振興計画の推進

平成 28 年 2 月に策定した「川崎市農業振興計画」に基づく事業の進捗状況の確認や評価、今後の施策展開等について、附属機関である「川崎市農業振興計画推進委員会」で検討を行う。

【農地課】

(1) 農業委員会事務

農地の権利移動、転用許可、届出、相続税納税猶予適格者証明などに関する事務を行う。

なお、「農業委員会等に関する法律」の改正により、公選制が廃止、定数の見直し、農地利用最適化推進委員の設置や農地利用の最適化の必須業務化など、農業委員会制度の見直しが行われ、川崎市農業委員会は平成 29 年 7 月から新制度に移行した。

| 委員定数 | | 計 |
|--------------|--------------------|------|
| 農業委員 14 名 | 農地利用最適化推進委員 6 名 | 20 名 |

(2) 違反転用対策

本市、県、神奈川県警察等で構成する川崎市違反転用等防止対策検討会議で情報交換を行い連携して指導を行うほか、農業委員会と合同で農地パトロールを行うなど、対策強化に努めている。

(3) 都市農地の保全と活用

ア グリーン・ツーリズム推進事業

大型農産物直売所「セレサモス」や明治大学黒川農場等の拠点を活用したグリーン・ツーリズムを推進することにより、農業振興地域の活性化を図る。

イ 生産緑地地区の指定推進事業

市街化区域の農地保全策として、生産緑地地区の追加・拡大指定を実施するとともに、管理業務を行う。

ウ 特定生産緑地指定推進事業

生産緑地が買取り申出要件を備える「2022 年問題」の対策として生産緑地台帳のデータ補正、所有者への通知及び都市農地活用に関する手引の作成など、特定生産緑地の指定を推進するための事業を行う。

エ 早野地区の活性化

早野地区において活動する、農業者・町内会・福祉団体・大学等と連携しながら、協働事業（野菜の直売や里地里山体験のイベントの実施等）を実施し、地区の活性化を図る。

(4) 農業生産基盤の整備

ア 黒川東地区農道管理整備事業

黒川東土地改良事業共同施行の実施する換地事業の完了後に本市が所管する農道の良好な維持管理のための整備を行うほか、共同施行の解散に向けた支援を行う。

イ 農業用施設等保守管理事業

農業振興地域内の農業用施設等の計画的な調査・改修（ストックマネジメント）を行い、長寿命化を図る。

【農業技術支援センター】

参考：敷地面積 20,280 m²、センター施設 果樹・野菜の試験圃場、花き温室、展望室等

(1) 農業技術支援

農産物の安定的生産及び品質の向上を図るため、病虫害防除対策事業など、市内農業者への技術支援を行う。

ア 環境保全型農業推進事業

イ 病虫害防除対策事業

ウ 土壌分析診断

エ 品種保存 など

(2) 農業経営支援

市内産農産物「かわさきそだち」生産者の経営の安定を図るための奨励及び農業用温室の設置や近年多発する気象災害に対する物理的な防除手段である多目的防災網の設置、農業機械の共同利用のための導入等に対する補助などの経営支援を行う。

ア 農業施設整備事業

イ 農業機械等整備事業

ウ 多摩川ナシ保存奨励事業 など

(3) 援農ボランティアの育成・活用

市内農業者の後継者不足等を解消するため、市民から応募者を募り、援農ボランティア育成支援事業「かわさきそだち栽培支援講座」により、援農者を養成する。

イノベーション推進室事業概要

1 事務所所在地

川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 10 階

2 機構及び職員数

室長以下 16 名

3 主要事業

【起業・創業】

成長分野を始めとして、幅広い分野等の起業希望者・起業家を支援することにより、起業家を次々に生み出す好循環の仕組みを構築し、イノベーションの創出による経済の活性化や雇用の拡大につなげる。

(1) 起業・創業支援拠点運営事業

起業・創業支援のワンストップ拠点である「Kawasaki-NEDO innovation Center (K-NIC)」を拠点とし、起業希望者に対し専門分野別のアドバイスをするとともに、川崎商工会議所、川崎市産業振興財団、金融機関をはじめ、ベンチャーキャピタル等の支援機関、大学、企業など多様な主体との連携による起業家向けのイベント・セミナーを実施する。

(2) 起業化総合支援事業

創業フォーラムや起業家塾、ビジネスオーディションなど、起業家の成長段階に応じた支援事業を実施する。

その他の事業

ソーシャルビジネス振興事業、クリエイティブ産業活用促進事業など

【知的財産戦略推進事業】

大企業・研究機関等に蓄積されている特許や技術等の知的財産を中小企業に紹介し、中小企業の自社製品開発や技術高度化などを総合的に支援する「知的財産交流会」を開催するとともに、他の自治体等と連携して知的財産交流のネットワークを広げる。また、こうした川崎発のオープンイノベーションの取組を広く情報発信し、中小企業の新事業展開を促進するための「知的財産シンポジウム」を開催する。

さらに、知的財産を戦略的に活用した経営手法について、中小企業へ浸透させることを目的として知的財産に関する体系的な知識を習得するために開発したカリキュラムに基づく「知的財産スクール」を開催し、知的財産人材を育成する。

【ウェルフェア産業の推進】

産業と福祉の融合で新たな活力と社会的価値を創造するウェルフェアイノベーションを、次の3つの方針のもと推進する。

(1) 新たな製品・サービスの「創出」

将来的な福祉課題への先行的な対応を図るため、「産業と福祉のハブ機能」として産業界のシーズと多様化する福祉業界のニーズの融合を促進させ、最新技術活用を含め新たな製品・サービスの「創出」に向けた動きを促進する。

(2) 新たな製品・サービスの「活用」

産業界で生み出された新たな製品・サービスを、福祉業界での「活用」を促すことを通じて、活用による新たな発見等による「価値の創出」に向けた動きを促進する。

(3) 将来を先取りする新たな社会モデルの「創造・発信」

製品・サービスの活用により生み出された「価値」を、住まい・移動・健康寿命延伸などのライフスタイルやワークスタイルの広範な領域にわたって将来を先取りする新たな社会モデルとして創造・発信していく。

【ベンチャー産業創出】

研究開発型ベンチャー企業の支援をはじめ、新川崎・創造のもりを拠点とした産学連携を推進する。

(1) 研究開発型ベンチャー企業成長支援事業

最先端技術の事業化に取り組む起業家や、立ち上げ間もないベンチャー企業に対して、専門家による短期・集中の成長支援プログラムを提供する。

(2) 新川崎・創造のもり事業の推進

ア 慶應義塾大学新川崎タウンキャンパス事業

慶應義塾大学の先導的研究施設である新川崎タウンキャンパスを拠点とした産学連携を支援し、オープンキャンパスやオープンセミナー等を開催する。

イ かわさき新産業創造センターの管理運営事業

かわさき新産業創造センターにおいて、起業家や新事業への進出を目指す企業に対し事業スペースを提供するほか、各分野の専門家による経営支援、資金調達支援、企業間交流や産学連携支援等の成長支援を行う。

また、慶應義塾大学・幸区等と連携し、青少年の科学・ものづくりマインドの醸成に向けた地域イベント等を行う。

ウ 「NANOBIIC」を活用したナノ・マイクロ産学連携事業

「NANOBIIC」を拠点とし、4大学（慶應、早稲田、東工大、東大）ナノ・マイクロファブリケーションコンソーシアムとの連携により、成長産業分野を中心に高い汎用性が期待できるナノ・マイクロ技術を核とした、市内企業への技術支援等を行う。

エ 産学交流・研究開発施設（AIRBIC）の適正な運営

産学交流・研究開発施設（AIRBIC）が平成31年1月に供用を開始したことに伴い、新川崎・創造のもりの更なる魅力向上と機能拡充を図り、オープンイノベーションによる新たな技術・産業の創出を促進する。

労働雇用部事業概要

1 事務所所在地

川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 6 階

2 機構及び職員数

部長以下 16 名（労政担当 6 名、雇用担当 9 名）

3 主要事業

（1）就業支援事業

求職者に対して、相談から研修、就職まで、総合的な就業支援を推進するとともに、中小企業等の人材確保支援に取り組む。

ア 「キャリアサポートかわさき」の運営（川崎市生活文化会館 5F）

求職者に対して個別カウンセリングを行い、求職者のニーズに沿った職業紹介を行う「就業マッチング事業」を実施する。また、出張相談（川崎区役所・麻生区役所）や託児サービス付き相談、正社員等転換相談、若年・女性・中高年などの対象者別コースを設けたセミナーを実施する。

イ 「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」の運営（川崎市生活文化会館 3F）

国事業の「かわさき若者サポートステーション」に、職場体験等の市単独事業を加えて「コネクションズかわさき」として総合的な支援体制とし、働くことに不安や悩みを持つ若年無業者等の職業的自立を支援する。

ウ 合同企業就職説明会

高卒予定者、大卒予定者など対象者別の開催や、中小企業等の人材確保の機会提供として実施する。

エ 女性就業支援事業

出産や育児、介護等により離職した女性等の再就職を支援する。

（2）人材育成・確保支援事業

ア 産業人材育成事業

経済団体や学校等と連携し、企業が求める産業人材の育成を推進する。

・インターンシップ

市内企業での学生の職業体験を通じて、学生の就労観・勤労観等を醸成するため、インターンシップ合同マッチング会やインターンシップを実施する。

・校内企業説明会

高校生の就業の選択幅の拡大や地域企業への理解促進を図るため、市内高等学校内での企業説明会を実施する。

イ 市内中小企業人材確保支援事業

市内中小企業等の魅力を発信することにより、若者等の就業意識の向上や中小企業等への理解、就職先としての関心を高め、市内中小企業の人材確保を支援する。

(3) 技能奨励事業

ア 川崎市マイスター制度事業

極めて優れた技術や卓越した技能を發揮して、産業の発展や市民の生活を支える「もの」を作り出している現役の技術・技能職者を、川崎市最高峰の匠「かわさきマイスター」に認定し、熟練した匠の技術の継承、素晴らしい技能の普及・振興活動、経済振興の取組などを行っている。平成31年4月1日現在、73職種・101名を認定。

○ 「かわさきマイスター」の募集・選考・認定

○ 技能奨励・後継者育成に向けた取組

小学校・中学校での実演や講演、かわさきマイスターまつり・市民祭り等のイベントにおける実演などを行う。

○ 経営支援の取組

営業力・収益力向上に向けた研修会・勉強会等を実施する。

○ 広報活動の実施

イ 技能振興事業

市民生活に欠かすことができない重要な仕事に携わる技能職者の経営基盤の確立、後継者の育成、技能の練磨、社会的地位の向上に努めることを目的に、各種事業を実施する。

○ 川崎市技能職団体連絡協議会の活動支援（48職種57団体が加盟）

○ 「技能職者に学ぶ」の実施（市内中学校への出前授業・平成30年度は5校で実施）

○ 経営基盤確立・経済振興の取組

川崎市技能職団体連絡協議会との連携による収益力向上を目的としたマーケティング支援等の実施。

○ 技術・技能の体験イベントの開催（市民祭りや技能フェスティバル等において）

○ 技能功労等表彰式の開催

永年にわたり同一事業に従事し、市民生活に功績がある者を表彰する。

（30年度：技能功労25職種58名、優秀技能28職種65名、優秀青年技能13職種26名、永年特別功労2職種3名）

○ 研修等補助金の交付

○ 広報活動の実施

(4) 勤労者福祉対策事業

勤労者がより豊かで充実した生活を送れるよう、勤労者の生活改善や余暇活動の啓発を推進する。また、働く人の働きやすい環境づくりと中小企業の人材確保の支援を図る。

ア 勤労者福祉セミナー：勤労者福祉の向上を図るためのセミナーを開催する。

イ 勤労者団体文化体育活動奨励事業：勤労者の健康で文化的な余暇活動を支援する。

ウ 中小企業大運動会：中小企業の勤労者とその家族の健康増進と相互の交流を図る。

エ 勤労者生活資金貸付制度：勤労者の生活向上の一助を図る。

オ 働き方改革による中小企業活性化プロジェクト

中小企業における雇用環境の改善と人材確保に向け、市内中小企業の「働き方改革」への取組を支援する。

(5) 川崎市勤労者福祉共済制度

市内中小企業で働く従業員の福利厚生充実を図り、豊かでゆとりのある生活確立し、併せて中小企業の振興に寄与することを目的とする。

ア 加入資格：従業員 300 人以下、または資本金 3 億円以下の事業所

イ 加入数：平成 31 年 4 月 1 日現在：1,456 事業所、11,996 人

(6) 住宅相談事業

住宅の修理や増築・新築等に関する市民の相談窓口を開設している。

ア 各区役所：第 3 火曜日 9:00～12:00

イ 生活文化会館：第 2・4 土曜日 13:00～16:00

その他の事業

労政事業、労働資料の調査・刊行事業、労働会館・生活文化会館の運営 など

公営事業部事業概要

1 川崎競輪場の概要

開設年月日 昭和 24 年 3 月 14 日（第 1 回競輪は同年 4 月 24 日から開催）
 所在地 川崎区富士見 2-1-6（富士見公園内）
 敷地面積 38,786 m²（平成 30 年 10 月に 7,500 m²を公園用地に転換）
 収容人員 20,000 人（最高入場者数は昭和 40 年 5 月 5 日の 62,841 人）
 指定席数 324 席
 発売窓口数 発売 81 窓口、払戻 68 窓口
 競走路 1 周 400m

2 機構及び職員数と執務体制

（1）機構及び職員数

公営事業部長以下 14 名（総務課 8 名、業務課 5 名）

（2）競輪開催日執務体制

公営事業部長を開催執務委員長とし、公営事業部職員、非常勤嘱託員及び臨時従事員（登録数 58 名）により、車券の発売・払戻、入場者の整理等競輪開催に伴う業務に従事（番組編成、審判、選手管理等の競輪の実施面については、公益財団法人 JKA に委託）している。

3 令和元年度川崎市営競輪開催予定回数（日数）

| | 開催回数 | 開催日数 |
|-------|------|------|
| 川崎競輪場 | 12回 | 50日 |

4 売上金及び入場者数の状況（平成 30 年度川崎市営競輪）

| 区分 | 開催回数 | 開催日数 | 売上金（円） | | 入場者（人） | |
|----|------|------|----------------|-------------|---------|-------|
| | | | 年間 | 1日平均 | 年間 | 1日平均 |
| 競輪 | 13回 | 53日 | 17,271,269,500 | 325,873,009 | 115,326 | 2,176 |

5 一般会計への繰出金

平成 29 年度までの実績 128,253,522,000 円

6 基金積立について

平成 29 年度末残高

競輪施設等整備事業基金 933,133,432 円
 競輪事業運営基金 598,844,881 円

7 競輪場再整備及び施設改修等について

| | |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 22 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・富士見周辺地区整備基本計画等に基づき「川崎競輪場再整備基本計画」を策定 |
| 平成 23 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・西スタンド及び選手管理棟の実施設計を実施 |
| 平成 24 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・西スタンド及び選手管理棟の建築工事に着手 ・メインスタンド耐震補強工事の実施設計を実施 |
| 平成 25 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・西スタンド及び選手管理棟完成 ・メインスタンド耐震補強工事に着手 |
| 平成 27 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・メインスタンド耐震補強工事完成 ・メインスタンド内装改修及び外構整備等の実施設計を実施 ・メインスタンドの内装改修工事に着手 |
| 平成 28、29 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の除却工事 |
| 平成 29、30 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・正門棟の建築・外構整備 ・競輪場一部敷地を公園敷地に転換（約 7,500 m²） ・バンク内広場の整備 |
| 令和 2 年度～ 令和 5 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・バックスタンド改修工事 ・東サイドスタンドの解体撤去工事 ・バンク改修工事 ・メインスタンドの内装改修工事 ・場内駐輪場の整備 |

卸売市場事業概要

1 所在地・敷地面積・取扱品目

| 市場名 | 所在地 | 敷地面積 | 取扱品目 |
|----------------|----------------|----------|----------|
| 中央卸売市場 北部市場 | 宮前区水沢1丁目1番1号 | 168,587㎡ | 青果、水産、花き |
| 地方卸売市場 南部市場 | 幸区南幸町3丁目126番地1 | 32,224㎡ | 青果、水産、花き |

2 機構及び職員数

中央卸売市場北部市場 市場長以下 24 名（管理課 14 名、業務課 9 名）

3 市場関係事業者

（平成31年4月1日）

| 市場 | 部門 | 卸売業者 | 仲卸業者 | 売買参加者 | 関連事業者 |
|----------------|----|------|------|-------|-------|
| 中央卸売市場 北部市場 | 青果 | 1社 | 19社 | 143人 | 71社 |
| | 水産 | 2社 | 50社 | 7人 | |
| | 花き | 1社 | 2社 | 494人 | |
| 地方卸売市場 南部市場 | 青果 | 1社 | 4社 | 55人 | 17社 |
| | 水産 | 1社 | 10社 | 0人 | |
| | 花き | 1社 | 2社 | 184人 | |

青果・水産：トン・千円

花き：千本、束、個・千円

4 取扱高（平成30年度）

| 部 類 | | 両市場合計 | 中央卸売市場北部市場 | 地方卸売市場南部市場 |
|------|----|------------|------------|------------|
| 青果部 | 数量 | 106,281 | 96,891 | 9,389 |
| | 金額 | 28,859,533 | 26,734,649 | 2,124,883 |
| 水産物部 | 数量 | 29,312 | 25,680 | 3,632 |
| | 金額 | 26,602,267 | 23,978,063 | 2,624,204 |
| 花き部 | 数量 | 66,505 | 42,109 | 24,397 |
| | 金額 | 4,440,354 | 2,760,725 | 1,679,629 |

5 開設者の役割

市場関係事業者の業務許可、取引の指導監督並びに市場施設の整備及びこれらの維持管理を行う。

経済労働局所管の指定管理者制度導入施設一覧

1 川崎市産業振興会館

所在地：幸区堀川町66番地20

所管課：産業振興部工業振興課

現指定管理者：公益財団法人川崎市産業振興財団・京急サービス株式会社共同事業体

指定管理期間：平成31年4月1日～令和6年3月31日

2 川崎市コンベンションホール

所在地：中原区小杉町2丁目276番地1

所管課：産業振興部観光プロモーション推進課

現指定管理者：株式会社コンベンションリンケージ

指定管理期間：平成30年4月1日～令和5年3月31日

3 かわさき新産業創造センター

所在地：幸区新川崎7番7号

所管課：イノベーション推進室

現指定管理者：かわさき新産業創造センター共同事業体

指定管理期間：平成30年4月1日～令和5年3月31日

4 川崎市立労働会館

所在地：川崎区富士見2丁目5番2号

所管課：労働雇用部

現指定管理者：公益財団法人神奈川県労働福祉協会

指定管理期間：平成28年4月1日～令和3年3月31日

5 川崎市生活文化会館

所在地：高津区溝口1丁目6番10号

所管課：労働雇用部

現指定管理者：公益財団法人神奈川県労働福祉協会

指定管理期間：平成28年4月1日～令和3年3月31日

6 川崎市地方卸売市場南部市場

所在地：幸区南幸町3丁目126番地1

所管課：中央卸売市場北部市場管理課

現指定管理者：川崎市場管理株式会社

指定管理期間：平成26年4月1日～令和2年3月31日

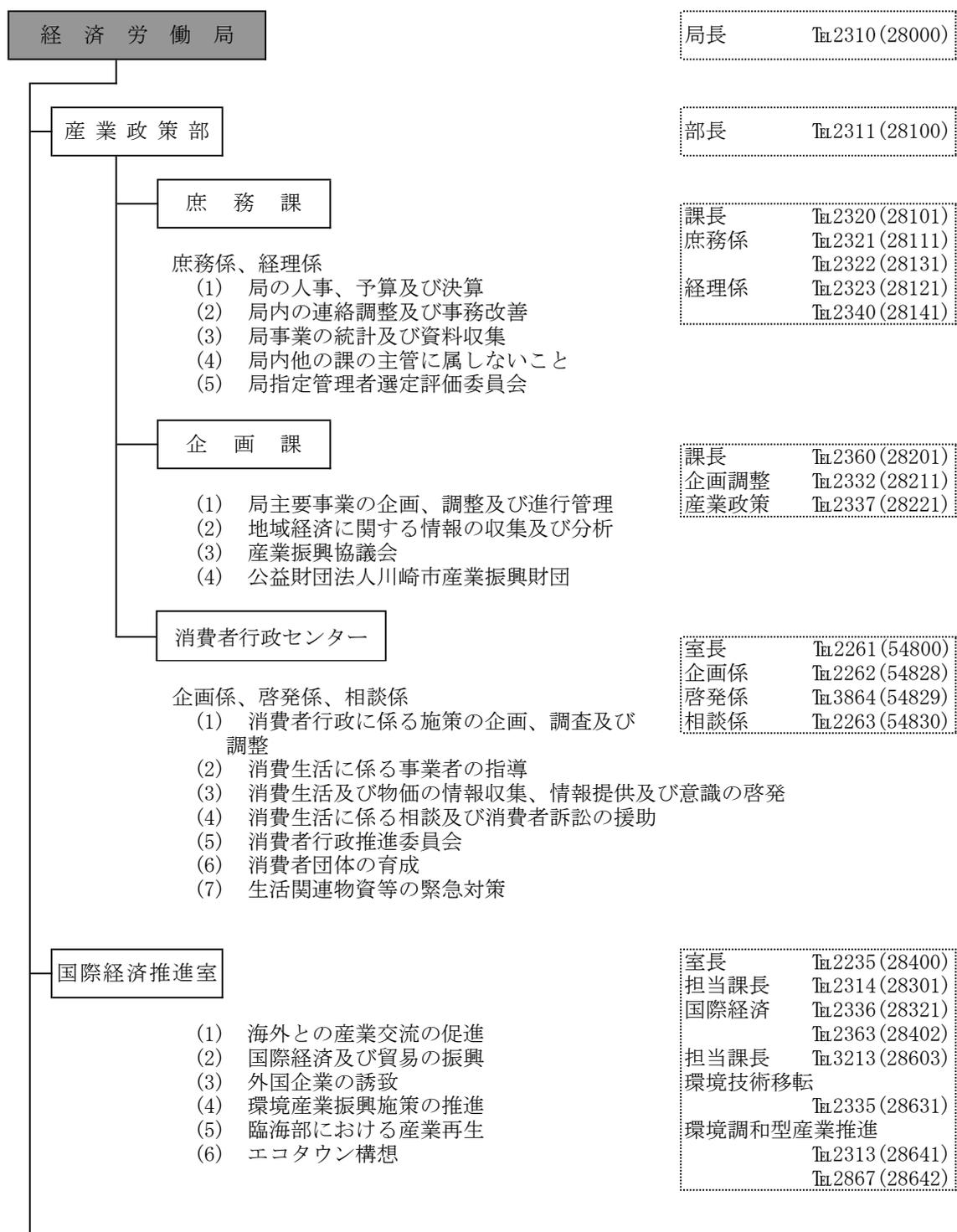
【経済労働局】管理職一覧

経済労働局長

| | | | |
|-----------------------------------|---------------------------------|-------------------------|----------------|
| 中川 耕二 28000 | 産業政策部長 | 庶務課長 | 櫻井 雅幸 28101 |
| | | 企画課長 | 対馬 俊之 28201 |
| | | 消費者行政センター室長 | 太田 伸一 54800 |
| 担当理事 産業政策部長事務取扱 草野 静夫 28100 | 国際経済推進室長 | 担当課長〔国際経済〕 | 岩間 尚史 28301 |
| | 田邊 聡 28400 | 担当課長 〔グリーンイノベーション〕 | 深堀 孝博 28603 |
| | 産業振興部長 | 工業振興課長 | 山本 武 28601 |
| | 中山 健一 28600 | 商業振興課長 | 勝盛 紀善 28701 |
| | | 観光プロモーション推進課長 | 鈴木 雄二 28702 |
| | | 担当課長〔観光事業推進〕 | 伊東 大介 28703 |
| | | 金融課長 | 小山 孝 544-1845 |
| | | 中小企業溝口事務所長 | 長 浩 812-1112 |
| | 都市農業振興センター所長 | 農業振興課長 | 葦澤 純二 860-2462 |
| | 赤坂 慎一 860-2462 | 農地課長 | 久延 一郎 860-2461 |
| | | 農業技術支援センター所長 | 井上 久子 945-0153 |
| | イノベーション推進室長 | 担当課長 〔創業・知財戦略〕 | 木村 佳司 28304 |
| | 玉井 一彦 28300 | 担当課長 〔ウェルフェアイノベーション〕 | 福田 克実 28302 |
| | | 担当課長 〔ベンチャー産業創出〕 | 澤田 尚志 28303 |
| | 労働雇用部長 | 担当課長〔労政〕 | 倉 雅彦 28801 |
| | 齋藤 徳明 28800 | 担当課長〔雇用〕 | 浜口 哲也 28802 |
| | 公営事業部長 | 総務課長 | 南 誠 54826 |
| | 鈴木 正紀 54826 | 業務課長 | |
| | 担当部長 業務課長事務取扱 木暮 慎二 54827 | | |
| | 中央卸売市場 | 管理課長 | 青井 満 975-2211 |
| | | 担当課長〔市場経営企画〕 | 齋藤 正巳 975-2213 |
| | 北部市場長 | 業務課長 | 池田 昌弘 975-2219 |
| | 増田 宏之 975-2200 | | |

| |
|---------------------------------------------|
| 神奈川県川崎競馬組合派遣 経済労働局担当部長 成田 伸治 233-6704 |
|---------------------------------------------|

【経済労働局 事務分掌】



産業振興部

部長 TEL2312(28600)

工業振興課

課長 TEL2325(28601)
工業振興係 TEL2326(28611)
TEL3126(28612)
ものづくり・ICT支援係
TEL2324(28621)
TEL3722(28632)
操業環境整備係
TEL2333(28331)
TEL3936(28332)

工業振興係、ものづくり・ICT支援係、
操業環境整備係

- (1) 課の市税外収入
- (2) 産業振興施策の推進（国際経済推進室及び商業振興課の所管に属するものを除く。）
- (3) 商工業関係団体等との連絡調整（商業振興課の所管に属するものを除く。）
- (4) 産業高度化支援
- (5) 中小企業の経営の相談及び診断（商業振興課の所管に属するものを除く。）
- (6) 中小企業の経営改善のための調査研究（商業振興課の所管に属するものを除く。）
- (7) 企業誘致（国際経済推進室の所管に属するものを除く。）
- (8) 産業立地の指導及び誘導
- (9) マイコンシティ事業の推進
- (10) 産業振興会館
- (11) 計量検査所との連絡調整

計量検査所 [3類]

- (1) 所の維持管理
- (2) 所の市税外収入
- (3) 計量意識の啓発
- (4) 計量管理
- (5) 計量関係団体との連絡調整
- (6) 量目検査及び指導
- (7) 計量器の検査及び取締り
- (8) 計量器に係る異議申立て及び再検査

商業振興課

課長 TEL2353(28701)
商業振興係
TEL2352(28731)
TEL2356(28713)
商店街支援係
TEL2328(28711)
TEL2330(28712)
商品券担当
TEL0146(28714)
TEL2361(28715)
TEL0153(28716)

商業振興係、商店街支援係

- (1) 商業振興施策の推進
- (2) 商業関係団体との連絡調整
- (3) 大規模小売店舗の立地
- (4) 大規模小売店舗立地審議会
- (5) 中小企業の経営の相談及び診断（工業振興課の所管に属するものを除く。）
- (6) 中小企業の経営改善のための調査研究（工業振興課の所管に属するものを除く。）
- (7) 川崎アゼリア株式会社

観光プロモーション推進課

- (1) 観光施策の推進
- (2) 観光振興計画推進委員会
- (3) コンベンションホール

| | |
|--------|----------------|
| 課長 | TEL2331(28702) |
| 観光戦略推進 | TEL2327(28721) |
| | TEL0509(28723) |
| 担当課長 | TEL0508(28703) |
| 観光事業推進 | TEL2329(28722) |
| | TEL2308(28732) |
| 誘客推進 | TEL3714(28733) |

金融課

指導係

- (1) 中小企業の金融制度の企画及び金融対策
- (2) 中小企業の金融の相談、調査及び指導
- (3) 川崎市信用保証協会
- (4) 中小企業溝口事務所との連絡調整

| | |
|------|-------------|
| 課長 | TEL544-1845 |
| 融資制度 | TEL544-1847 |
| 指導係 | TEL544-1846 |

中小企業溝口事務所 [2類]

- (1) 中小企業の経営相談及び金融相談
- (2) 中小企業の経営改善のための調査研究

都市農業振興センター [1類]

農業振興課

農政係、振興係

- (1) 課の市税外収入
- (2) 農業振興計画
- (3) 農業生産振興
- (4) 水産
- (5) 森林
- (6) 農業関係団体及び畜産関係団体との連絡調整
- (7) 農業振興計画推進委員会
- (8) 農業技術支援センターとの連絡調整

農地課

審査係、保全係

- (1) 課の市税外収入
- (2) 農業委員会
- (3) 農業振興地域の整備計画
- (4) 農業生産基盤の整備及び農業用水の利用調整
- (5) 生産緑地
- (6) 農地法
- (7) 農地の利用調整
- (8) 農業委員会委員選考委員会

農業技術支援センター〔2類〕

経営支援係、技術支援係

- (1) センターの維持管理
- (2) センターの市税外収入
- (3) 農業生産振興（農業振興課振興係の所管に属するものを除く。）
- (4) 農産物の生産に係る相談、指導、試験研究及び技術的支援
- (5) 農産物の生産に係る技術の向上を図るための講習会、研究会等の開催
- (6) 農産物の生産に係る技術に関する情報の収集及び提供
- (7) 果樹、野菜及び花き（以下「果樹等」という。）の優良な品種の普及並びに果樹等の品種の保存
- (8) 農業に対する理解を深めるための講習会、研修会等の開催
- (9) 農産物の生産活動を支援するためのボランティアの養成

イノベーション推進室

- (1) 室の市税外収入
- (2) 起業及び創業の促進
- (3) 成長産業の創出及び育成
- (4) 福祉関連産業の創出及び育成
- (5) 知的財産戦略の推進
- (6) 科学技術振興に係る調査及び計画
- (7) かわさき新産業創造センター
- (8) 新川崎・創造のもり

| | |
|---------------|----------------|
| 室長 | TEL0161(28300) |
| 担当課長 | TEL3895(28304) |
| 創業 | TEL2334(28341) |
| 知財戦略 | TEL3896(28343) |
| 担当課長 | TEL2339(28302) |
| ウェルフェアイノベーション | TEL3226(28351) |
| 担当課長 | TEL3712(28303) |
| ベンチャー産業創出 | TEL2973(28361) |
| | TEL2407(28362) |

労働雇用部

- (1) 労使団体及び関係官公署との連絡調整
- (2) 労働資料の調査及び刊行
- (3) 雇用対策
- (4) 勤労者福祉の推進及び啓発
- (5) 技術技能の奨励及び振興並びに育成継承
- (6) 勤労者福祉共済事業
- (7) 勤労者福祉共済運営協議会
- (8) かわさきマイスター選考委員会
- (9) 生活文化会館
- (10) 労働会館

部長 TEL2270(28800)

| | |
|---------|----------------|
| 担当課長 | TEL2298(28801) |
| 労政 | TEL2271(28811) |
| 勤労者福祉共済 | TEL2275(28821) |
| 担当課長 | TEL2278(28802) |
| 雇用 | TEL2276(28841) |
| 技能奨励 | TEL2299(28852) |
| 産業人材育成 | TEL3212(28861) |

相談員
(労働雇用部)
TEL200-2272(28842)
(中原区役所地域振興課)
TEL744-3156(63214)

公営事業部

総務課

経理係、施設係

- (1) 競輪事業の企画
- (2) 競輪開催収支の経理及び決算
- (3) 競輪事業収入の徴収
- (4) 競輪場施設の維持管理
- (5) 神奈川県川崎競馬組合との連絡調整
- (6) 競馬の指定申請

代表 TEL233-5501(54826)

